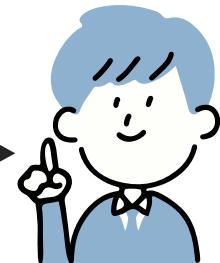




八戸市中小企業・小規模企業振興会議

委員を募集します

八戸市では、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に、市民の皆様のご意見・ご提案を反映させるため、八戸市中小企業・小規模企業振興会議の一部委員を公募します。



募集期間 [2026年2月20日(金)～3月23日(月)まで]

所定様式（附属機関委員応募申込書）に必要事項を記入し、ご応募ください。

Q

八戸市中小企業・小規模企業振興会議とは
なんですか？

A. 令和4年4月1日に施行された、

「八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づいて設置される八戸市の附属機関で、市長からの諮問を受けて、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的事項を調査審議し、必要に応じて意見提起することを職務としています。



Q

なぜ中小企業・小規模企業の振興に力を入れる必要がある
のですか？

A. 中小企業・小規模企業は、八戸市内に所在する企業の大多数を占めており、地域経済の中で大変重要な役割を果たしてきた一方、現状では社会経済的な変化や災害等の影響で厳しい経営環境に置かれています。

このような中で、中小企業・小規模企業の振興に努めることは、八戸市全体の発展にとっても重要であることから、地域社会が連携して取組を行っていく必要があります。

なお、振興会議の根拠規定である八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例は、この考え方へ沿って制定・施行されたものです。

募集人数	2名
募集期間	令和8年2月20日から令和8年3月23日まで
委員の任期	委嘱の日から令和10年3月31日まで
会議の開催回数等	<ul style="list-style-type: none"> ・会議は年3回程度開催予定です。 ・会議は主に平日の日中、1～2時間程度です。 ・会議は主に八戸市庁舎内での開催を予定しています。
報酬	会議出席1回につき、8,800円（税込）を支給
応募条件	<p>以下のすべての条件を満たしている必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内に住所を有していること。 2. 中小企業・小規模企業の振興に関し、知識、経験又は関心等があること。 3. 八戸市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務していないこと。
応募方法	<p>所定様式（附属機関委員応募申込書）に必要事項を記入し、中小企業・小規模企業の振興に対する意見・提案等を1,000字以内でまとめた文章を添えて、下記応募先宛に郵送、持参、ファックス又はEメールでご提出ください。</p> <p>なお、様式は商工課窓口、南郷事務所、各市民サービスセンター、各地区公民館に設置しているほか、八戸市ホームページからもダウンロードいただけます。</p> <p>[八戸市ホームページ] https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/shiminmuke/fuzokukikan/21678.html</p> 
応募先	<p>八戸市 商工労働まちづくり部 商工課</p> <p>住所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 別館5階</p> <p>電話：0178-43-2146 [平日8:15～17:00]</p> <p>ファックス：0178-43-9242</p> <p>メール：shoko@city.hachinohe.aomori.jp</p>
選考方法等	<p>原則として書類選考によりますが、必要に応じて面接等を行う場合があります。</p> <p>なお、選考結果は文書により応募者全員にお知らせします。</p>